

岩手県告示第111号

平成31年1月29日付け岩手県報第11858号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成31年岩手県告示第66号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成31年2月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 釜石市唐丹町字荒川135の1、135の4
- (2) 所在が不明である通知の相手方 伊東達郎、三嶋浩

2 通知の内容を掲示した場所 釜石市役所